

目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の実施期間	1
第4 審査の着眼点	1
第5 審査の実施内容	1
第6 審査の結果	2
第7 健全化判断比率の分析等	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
第8 資金不足比率の分析等	7
(1) 地方公営企業法適用企業	8

注1 文中に用いる金額は原則として千円単位で表示し、単位未満は特別なものを除き四捨五入した。

2 各比率はすべて百分率で表示し、表示単位未満は切り捨てた。

3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」・・・・・・皆無又は該当数値なし

「0」、「0.0」・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「…」・・・・・・算出不能、無関係又は不明

4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 （健全化判断比率等の対象）

区 分			実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	資金不足 比率					
地方公共団体	特別会計	一般会計	↕	↑	↑	↑						
		国民健康保険事業										
	介護保険事業											
	後期高齢者医療事業											
	公営企業会計	水道事業会計						↓	↓	↓	↓	↕
		下水道事業会計										
		病院事業会計										
一部事務組合												
第3セクター												

第3 審査の実施期間

令和5年7月7日から令和5年8月8日まで

第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査の主眼とした。

第5 審査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、財政担当課から説明を聴取し、その適正性について審査した。

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

また、資金不足比率は、経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての会計において、経営健全化基準未満であった。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.54 (12.52)	20.00 (20.00)
連結実質赤字比率	—	—	17.54 (17.52)	30.00 (30.00)
実質公債費比率	4.7	4.7	25.0 (25.0)	35.0 (35.0)
将来負担比率	18.8	10.0	350.0 (350.0)	

※早期健全化基準、財政再生基準の（ ）については、令和3年度の基準値

資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	20.00
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

第7 健全化判断比率の分析等

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支額は461,411千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

$$\text{(実質赤字比率) [-]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額) [-]}}{\text{(標準財政規模) 18,978,214 千円}} \times 100$$

一般会計等実質収支額は、歳入総額38,162,878千円から歳出総額37,675,219千円を差し引いた歳入歳出差引額487,659千円から翌年度に繰り越すべき財源26,248千円を差し引いた結果、461,411千円の黒字である。

一般会計等実質収支額

(単位：千円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)
歳 入 総 額 ①	38,162,878	43,137,302
歳 出 総 額 ②	37,675,219	42,894,217
歳入歳出差引額 ③ = ① - ②	487,659	243,085
翌年度に繰り越すべき財源 ④	26,248	86,906
一般会計等実質収支額 ③ - ④	461,411	156,179

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等に普通交付税等及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

標準財政規模

(単位：千円)

区 分	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)
標 準 税 収 入 額 等 ①	12,807,964	12,334,677
普 通 交 付 税 等 ②	5,790,006	5,755,065
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額 ③	380,244	1,453,776
標 準 財 政 規 模 ① + ② + ③	18,978,214	19,543,518

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質収支額は 4,439,263 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

$$\text{(連結実質赤字比率)} \text{ [-]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [-]}}{\text{(標準財政規模)} \text{ 18,978,214 千円}} \times 100$$

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額 461,411 千円に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額を加え、さらに、公営企業会計の法適用企業の資金不足額及び剰余額を加えた結果、4,439,263 千円の黒字である。

連結実質収支額

(単位：千円)

年 度		令和 4 年度		令和 3 年度		
会 計 名		実質収支額	資金不足・剰余額	実質収支額	資金不足・剰余額	
一 般 会 計 等		461,411	—	156,179	—	
一般会計等 以外の特別 会計のうち 公営企業に 係る特別会 計 以 外	国民健康保険事業特別会計	294,237	—	251,700	—	
	介護保険事業特別会計	112,582	—	219,689	—	
	後期高齢者医療事業特別会計	67,374	—	35,299	—	
公 営 企 業 会 計	法 適 用 企 業	水道事業会計	—	2,595,540	—	2,626,644
		下水道事業会計	—	62,056	—	56,150
		病院事業会計	—	846,063	—	692,953
合 計 (連 結 実 質 収 支 額)		4,439,263		4,038,614		

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。これは、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い導入された公債費の水準を測る指標であり、実質公債費比率の過去3ヵ年間の平均が18%以上になれば、国の許可制度のもとで地方債の発行を行うことになる基準である。

令和2年度から令和4年度までの3ヵ年の実質公債費比率を平均した結果、4.7%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。

実質公債費比率

(単位：%)

年 度	実質公債費比率
令和2年度	4.60173
令和3年度	4.25490
令和4年度	5.43288
実質公債費比率（3ヵ年平均）	4.7

令和4年度の実質公債費比率は次表のように算定されている。

なお、地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。

準元利償還金は、一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。

特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税である。

元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された公債費である。

$$\begin{aligned}
 & (2,573,006 \text{ 千円} + 2,122,954 \text{ 千円}) - (1,397,082 \text{ 千円} + 2,398,100 \text{ 千円}) \\
 & \quad \text{(地方債の元利償還金)} + \text{準元利償還金} - \text{(特定財源)} + \text{元利償還金・準元利償還金に} \\
 & \quad \text{係る基準財政需要額算入額} \\
 \text{(4年度実質公債費比率)} = & \frac{\quad}{\text{(標準財政規模)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \\
 & 5.43288\% \quad \quad \quad (18,978,214 \text{ 千円}) \quad \quad \quad (2,398,100 \text{ 千円})
 \end{aligned}$$

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額 54,220,163 千円から充当可能財源等 51,098,064 千円を差し引いたものを、標準財政規模 18,978,214 千円から普通交付税に算入される公債費の額 2,398,100 千円を差し引いたもので除した結果、将来負担比率は、18.8%となり、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていないが、これは財政悪化が切迫したことを示すフロー3指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）で判断されるべきとされたことによるものである。

$$\begin{aligned}
 & \frac{\begin{array}{l} (54,220,163 \text{ 千円}) \\ \text{(将来負担額)} \end{array} - \begin{array}{l} (51,098,064 \text{ 千円}) \\ \text{(充当可能財源等)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ (18,978,214 \text{ 千円}) \end{array} - \begin{array}{l} \text{(元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額)} \\ (2,398,100 \text{ 千円}) \end{array}} \times 100 \\
 \text{(将来負担比率)} = & \frac{\quad}{\quad} \times 100 \\
 18.8\% &
 \end{aligned}$$

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 32,338,742 千円に、債務負担行為に基づく支出予定額 2,167,724 千円、公営企業債等繰入見込額 14,115,437 千円、組合負担等見込額 1,442,296 千円、退職手当負担見込額 4,155,964 千円を加えたものであり、54,220,163 千円となる。

将来負担額

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和3年度
地方債の現在高	32,338,742	31,785,141
債務負担行為に基づく支出予定額	2,167,724	75,984
公営企業債等繰入見込額	14,115,437	15,186,402
組合負担等見込額	1,442,296	1,074,736
退職手当負担見込額	4,155,964	4,073,752
設立法人の負債額等負担見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
合計（将来負担額）	54,220,163	52,196,015

充当可能財源等は、充当可能基金 9,940,093 千円(財政調整基金 4,044,133 千円、減債基金 188,760 千円、特定目的基金 5,707,200 千円)に充当可能特定歳入 9,177,484 千円(都市計画税収 9,177,484 千円)及び基準財政需要額算入見込額 31,980,487 千円を加えたもので、51,098,064 千円となる。

充当可能財源等

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度
充当可能基金	9,940,093	9,890,640
充当可能特定歳入	9,177,484	8,357,613
基準財政需要額算入見込額	31,980,487	32,222,563
合計(充当可能財源等)	51,098,064	50,470,816

第 8 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

$$(\text{資金不足比率}) = \frac{(\text{資金不足額})}{(\text{事業の規模})} \times 100$$

○資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(1) 地方公営企業法適用企業

①水道事業会計

水道事業会計は、資金不足額（A）が△2,595,540千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	令和4年度	令和3年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	△2,595,540	△2,626,644
流動負債（控除企業債等、控除引当金等を除く）（a）	354,798	335,201
算入地方債現在高（b）	0	0
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	2,950,338	2,961,845
解消可能資金不足額（d）	0	0
事業規模（B）	1,405,736	1,227,837
（ $A/B \times 100$ ）	△184.6	△213.9
資金不足比率	—	—

②下水道事業会計

下水道事業会計は、資金不足額（A）が△62,056千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	令和4年度	令和3年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	△62,056	△56,150
流動負債（控除企業債等、控除引当金等を除く）（a）	395,304	297,688
算入地方債現在高（b）	2,155	3,145
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	459,515	356,983
解消可能資金不足額（d）	0	0
事業規模（B）	1,161,383	1,186,862
（ $A/B \times 100$ ）	△5.3	△4.7
資金不足比率	—	—

③病院事業会計

病院事業会計は、資金不足額（A）が△846,063 千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	令和4年度	令和3年度
資金不足額（ $a + b - c - d = A$ ）	△846,063	△692,953
流動負債（控除企業債等、控除引当金等を除く）（a）	1,363,923	1,128,341
算入地方債現在高（b）	0	0
流動資産（貸倒引当金を含む）（c）	2,209,986	1,821,294
解消可能資金不足額（d）	0	0
事業規模（B）	6,875,987	6,502,081
$(A/B \times 100)$	△12.3	△10.6
資金不足比率	—	—